## 法第２５条に規定する主務大臣が定める基準に係る確認申請書

【様式１の１】

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認申請書

年　　月　　日

　主務大臣　名　殿

住　　　　所

名　　　　称

代表者の氏名

承認地域経済牽引事業について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第２５条の規定に基づく確認を受けたいので申請します。

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　承認を受けた地域経済牽引事業計画を添付すること。

１　対象事業者の住所及び名称

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業者の住所及び名称 | （住所）（名称） |

※　対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

２　当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日

|  |
| --- |
| （変更承認日：　　　　　　　　　　　　　　） |

※　地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けた場合は、括弧書きで変更承認日を記載すること。

３　承認地域経済牽引事業の名称

|  |
| --- |
|  |

４　承認地域経済牽引事業の実施場所

|  |
| --- |
|  |

５　承認地域経済牽引事業の概要及びその有する先進性

|  |
| --- |
| 1. 承認地域経済牽引事業の概要
 |
| ⑵　事業の先進性の類型（※該当する類型全てに○を付す。）１　開発又は生産する商品の先進性２　開発又は提供する役務の先進性３　商品の生産又は販売の方式の先進性４　役務の提供の方式の先進性 |
| ⑶　先進性の概要について |

※　⑴について、地域経済牽引事業計画の申請書に記載している事業の概要を簡潔に記載すること。図表を用いることは可。⑶について、承認地域経済牽引事業が先進性を有することの詳細な説明を、⑵で○を付した項目ごとにそれぞれ400～500文字を目安として簡潔に記載すること。図表を用いることは可。

６　承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率又は投資収益率（以下のいずれかを記載すること）

|  |  |
| --- | --- |
| 投資年度から５年間の労働生産性の伸び率の平均値　×１００　 | （％） |
| 投資年度の翌事業年度から５年間の投資収益率の平均値　×１００　 | （％） |

※　投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。

※　労働生産性の伸び率を記載した場合は、その算定根拠を別紙１－１に記入して提出し、投資収益率を記載した場合は、その算定根拠を別紙１－２に記入して提出すること。

７　承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高

|  |  |
| --- | --- |
| 計画承認日から５年後までの期間を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高伸び率　×１００　 | （％） |
| 過去５事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率　×１００　 | （％） |

※　市場規模の伸び率が分かる資料を添付すること。

８　減価償却資産

承認地域経済牽引事業者名（）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 資産の内容 | 数量 | 予定単価 | 取得予定価額 | 取得予定時期 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

※　「種類」には、法人税法施行令第１３条各号に規定する資産の種類を記入すること。

※　複数の承認地域経済牽引事業者が事業を行う場合には、事業者毎に欄を作成すること。

９　対象事業者が取得する予定の減価償却資産

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業者名 |  |
| 前事業年度の減価償却費 |
|  | ⑴　対象事業者が⑵及び⑶以外の場合（告示第１項第４号イ） | （円） |
| ⑵　対象事業者が連結会社の場合（告示第１項第４号ロ） | （円） |
| ⑶　対象事業者が告示第１項第４号ハに掲げる者の場合 | （円） |
| 減価償却資産の取得予定価額 | （円） |

※　減価償却費の根拠となる財務諸表等又は連結財務諸表等を添付すること。

※　対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

※　外国法人等がその出資者に含まれる対象事業者は、告示第１項第４号ハに掲げる者に該当するか否かの判定の基礎となった資料を添付すること。また、⑶に該当する場合は、その円換算の基となった資料を添付すること。

１０　対象事業に係る経営の方針の決議又は決定の過程

|  |
| --- |
| 添付書面の通り |

※　原則、対象事業に係る経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類の添付で足りるものとする。

※　取締役会その他これに準ずる機関で意思決定されたものであることが分かるようにすること。

※　個人事業主や取締役会がない法人（合同会社等に該当する法人）の場合は、代表者の意思であることが確認できるようにすること。

１１　旧計画がある場合に係る事項（該当する場合のみ記載すること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 旧計画の名称 |  |
| 旧計画の実施期間 |  |
| 旧計画における投資年度から５年間の労働生産性の伸び率の平均値　×１００　 | （％） |
| 旧計画における投資年度の翌事業年度から５年間の投資収益率の平均値　×１００　 | （％） |

※　旧計画は、「本確認申請に係る対象事業者と同一の者が実施する他の承認地域経済牽引事業計画であって、本確認申請に係る承認地域経済牽引事業計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの（本確認申請前に当該他の承認地域経済牽引事業計画に係る地域経済牽引事業が法第２５条に基づく主務大臣の確認を受けたものに限る。）」とする。

※　投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。

※　労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定根拠を別紙１－１及び別紙１－２に記入して提出すること。

※　上記の労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定期間が、５年間に満たない場合は、直近事業年度までの間について算定することとする。